

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは力による一方的な侵略であり、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できない暴挙であり、断固として非難する。

武力により国の主権や人々の自由、生命を踏みにじる戦争は、殺りくと破壊しかもたらさない。

瑞穂町議会は、ロシアが直ちに戦闘を停止し、軍を撤退するよう求めるとともに、世界平和の実現に向けて、全世界が一体となって全力を挙げて取り組むよう、強く訴える。

上記のとおり決議する。

令和4年3月3日

東京都西多摩郡瑞穂町議会